

電話等サービス契約約款 【現改比較表】 2025年8月21日現在

～2025年8月20日

2025年8月21日～

目次（略）

第1条～第54条（略）

別記（略）

料金表

通則

1～10（略）

（料金の一括後払い）

11 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2月以上の金額を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

11の2 当社は、契約者の1月の支払額（本規定の対象とする旨当社が別に定める料金を含みます。）が[5,000円](#)未満である場合は、2月の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

ただし、あらかじめ契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときは、この限りではありません。

（注）11の2に規定する当社が別に定める料金は、第38条（債権の譲渡等）第2項に規定するものとします。

12～14（略）

第1表～第7表（略）

目次（略）

第1条～第54条（略）

別記（略）

料金表

通則

1～10（略）

（料金の一括後払い）

11 （略）

11の2 当社は、契約者の1月の支払額（本規定の対象とする旨当社が別に定める料金を含みます。）が[8,000円](#)未満である場合は、2月[以上](#)の料金を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

ただし、あらかじめ契約者から、当社がこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申出があったときは、この限りではありません。

（注）11の2に規定する当社が別に定める料金は、第38条（債権の譲渡等）第2項に規定するものとします。

12～14（略）

第1表～第7表（略）

	<u>附 則（令和7年8月6日 C A S 1 第000400008390-01号）</u>
	<u>この改正規定は、令和7年8月21日から実施します。</u>